

令和5年度 第5回 美郷町農業委員会議事録

日時：令和5年8月25日（金）

15:00～15:40

場所：美郷町役場 本庁2階多目的室

農業委員 6人（欠席委員 人）

1. 山田 昇	2. 山田 裕志	3. 烏田 裕一
4. 渡邊 民雄	5. 大草 美智江	6. 新田 晋太郎

農地利用最適化推進委員 7人（欠席委員 人）

7. 浅原 譲	8. 坪内 博	9. 梅原 富雄
10. 黒川 民次郎	11. 野田 祐司	12. 佐和 克彦
13. 梅田 信雄		

オブザーバー 公益財団法人しまね農業振興公社 農地集積相談員 松崎寿昌

事務局 農業委員会 事務局長 吾郷真彦

議事日程

第1 議事録署名委員の指名 渡邊民雄委員・大草美智江委員

第2 議事

議案第1号 美郷町農業経営基盤強化促進基本構想の変更について

第3 その他報告事項

<p>会 長</p>	<p>それでは皆さんご苦労さんです。今日は後があるということで今からの時間からになりました。第5回になっておりますが、このメンバーになってからはこの間の臨時総会を除いて第1回の定例総会となります。今日これを見ると案件はないようですが、後で農業会議の方から説明がありますので。盆頃にちょうど台風が来まして、それから台風一過でいい天気が続くと思ったら、ずっと変な天気が続いていて、丸一日安心して農作業ができる日はないなと思って、ぼちぼち稲刈りの方も始まってはおるようですが、急に雨が降ったりして大変だと思います。天気が邪魔してなかなかできないみたいです。ずっと暑い日が続いておりますので、熱中症アラートが出っ放しな状態になっておりますので、皆さんも農作業される間は充分水分を取ったりして、若い人もいますがほとんどが高齢者に入りますので、無理をしないで注意をしてやってください。</p> <p>それでは今日の議事に入りますけれども、議事と言ってもこれは説明だよな？</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい。そうですね。</p>
<p>会 長</p>	<p>では今日の議事録署名者は4番委員さん、5番委員さんでお願いします。議案第1号について事務局からの説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>新体制の第1回目ということで皆さんよろしく申し上げます。事前にお配りしました「美郷町農業経営基盤構想の変更」の案についての議案です。事前お配りしましたが、さすがに全部は読み切るのは難しいと思いますので、こちらの資料に今回の基本構想の変更についての概要と、A3の新旧対照表を作っております。全部説明すると大変なことになりますので、こちらの概要表だけ説明させていただきます。</p> <p>この農業経営基盤構想というのは農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が作成する農業経営基盤強化促進基本方針に即して市町村が定めるものです。この基本構想は、その地域において育成すべき効率的で安定的な農業経営の指標や、農業経営者に対する農用地の利用集積目標、経営改善を図ろうとする農業経営者への支援などについて総合的に定める計画ということになります。今回の変更理由についてですけど、令和5年4月1日付けで農業経営基盤強化促進法の基本要綱が改正されたということで、島根県においても、令和5年4月1日付けで「島根県農業経営基盤強化促進基本方針」の変更が行われました。これ</p>

	<p>を受け、美郷町においても、望ましい農業構造の実現に向けた農業の構造改革を推進するため、令和5年9月末までに「美郷町農業経営基盤強化促進基本構想」の見直すこととなります。法律が変わったということで、県としても基本方針が変わりましたということで、県内全市町村の基本方針の変更を行わないといけないということになりました。</p> <p>主な見直しとしましては、従前の基本構想が令和4年3月に策定されて、こちらの資料16ページ17ページと新旧対照表の1ページにあります、「農業経営基盤強化促進事業に関する事項」の「新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項」を内容編集し、改めて「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」としてこちらのとおり改めて記載しました。従前はその他として若年層の育成について記載していましたが、こちらを前に方に持ってきなさいと県の方から指導がありましたので、内容を編集して前に持ってきております。</p> <p>1枚めくっていただきまして、最近よく出てきます地域計画推進事業に関する事項を、基本構想であれば20ページを、新旧対照表であれば2ページの所にありますが、こちらの赤字のとおり記載しまして、従前基本構想の利用権設定等促進事業」を削除します。その他若干修正内容につきましては、例えば数値が違うとか書き方が違うとかありましたら今回に合わせて修正を行っております。ということ今回議案として出してあります。ちなみにですね、この経過ですけれども、事前に県の西部農業振興センターとやり取りをしまして、内容をある程度精査しております。今農業委員会をはじめまして、農協や町の農業再生協議会に対して意見照会を依頼済みで、その回答を8月28日までお願いしているところです。ということで農業委員会にもかけないということで議題として挙げさせてもらっています。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>今説明がありましたが、わからないでしょうか？この赤字が新しいところ？</p>
<p>事 務 局</p>	<p>赤字が直したところですね。新構想で言うところの赤字が直したところ、旧構想の赤いところは、こういうところを直すんですよということです。</p>
<p>会 長</p>	<p>ここで承認すれば農業再生会議にかけるということ？</p>
<p>事 務 局</p>	<p>ここで農業委員会としては意義ありませんという回答書を農業委員会</p>

	<p>会長から町長あてに文書を出して、それをもってこちらの「今後の予定」にありますけれど、関係機関との同意を受けたうえで県との本協議に入るといことです。県の同意を受けたうえで、基本構想の改定をして公告をするという流れです。それを9月末までに行わなければならないといことです。</p>
会 長	<p>といことは結構時間がないといことですけど。</p>
事 務 局	<p>基本的には令和4年の3月に一度変更しておりますので、先ほど申したところ以外に変更はありません。前回の基本構想は令和4年の2月に開催された農業委員会でかけていると記録にはあります。</p>
会 長	<p>1つ気になったのは、1ページの年間所得の目標はあるが、労働時間と。年間所得は概ね400万円程度、農業従事者一人当たりといことで、所得と言ったら経費を抜いた分だよな？収入じゃないから。</p>
事 務 局	<p>単純に言ったら収入だけではなく。</p>
会 長	<p>400万円の所得と言ったらものずごいことになるな。これが果たして現実的なものかと、パッと見たときにね、感じたんですよ。</p>
7 番 委 員	<p>400万円の収入だったらわかる。所得だから。400万円の所得と言ったら大分収入がないと。</p>
4 番 委 員	<p>5ページの下の所に目標が概ねと書いてあるんで、金額を直すと280万円程度ですねと。</p>
会 長	<p>それも見た。どちらかなと。</p>
4 番 委 員	<p>正式には400万円で。ただ所得でいくと280万円だといこととで。</p>
会 長	<p>7割掛けるぐらいでと書いてあったね。</p>
7 番 委 員	<p>280万円ぐらいならわかる。それでも所得が280万円とは。</p>

会 長	それでも所得が400万円というのは結構な数字であるよ。
4 番 委 員	新規就農者や認定農業者を認定する場合は280万円に達しているかどうかという計画目標がどうかということを町で審査するところです。
会 長	これが最低基準というところ？
1 2 番 委 員	専業農家でいくと、このぐらいの所得がないとやっていかれないよという考え方をすると、多分認定農業者は専業農家だから、そのぐらいはないと、ということだと思います。
7 番 委 員	やっていかれませんよという事か。
1 2 番 委 員	それぐらいの所得を目指していかないとやっていけませんよということ。
7 番 委 員	そうでないと認定農家になってもやっていかれないよという事か。
1 2 番 委 員	ハードルは高いよということか。
会 長	280万円でも楽ではないから。6番委員さんの所とかどうですか？ こういう目標を出されて。新たに新規就農で。
6 番 委 員	何をやるかによるとと思います。うちなんかは資材代が高いので。
会 長	何をやるかは後に書いてあるように、農業とか菌床椎茸とか、一応例が書いてあるけど。こういうのを出さないといけないんだろうけど。こういうふうにやると計画通りにはいくようなのかもしれないけど。菌床椎茸も書いてあったけど。
6 番 委 員	ありました。
4 番 委 員	ちょっと二・三聞いてみたいんだけど、まず1ページの所で、1番の「目指すべきところ」の2のところ、カタカナの「イ」のところ、「本町の強みを活かした特色ある生産と販売の促進」で、「本町の強

	み」って何ですか？今回の改正ではないんですけど。
事務局	これ、すぐに出てこないところがいけないところなんですけれど。
4番委員	これ、県の指針にも同じところを書いてあるんですけど。そこは県が独自の施策である「美味しまね認証」、それから県が推進している有機農業を推進する組織があるわけですよね。それが強みと言っているわけですよね。町の強みでこの「美味しまね認証」や有機農業とかというのが、本当に言えるのかというのが。今回の改正じゃないんですけど、ちょっと気になったところです。
会長	これは山くじらとか入ってこないのかな？12番委員さんどうですか？山くじらとか薬草とか、これも強みにはなるのでは？
4番委員	後ろの方では薬草はないですよね？
12番委員	まあ薬草の年間売り上げは100万円ちょっとです。
4番委員	ちょっと厳しいかもしれませんね。この辺の表現を変えるべきかもしれませんね。
事務局	確かに。さすが4番委員さん、わかっておられますね。ちょっとこの辺が具体的にどうなのと書かないといけないところなんですけど。
4番委員	あと2ページですね、「人・農地プラン」の見直しとか「人・農地プランと一体的に」という表現が載っているんですけどね。
事務局	どの辺に当たりますか？下から4行目ですね。
4番委員	「人・農地プラン」というのは基盤強化法で「地域計画」に変更になるという。
事務局	今回まさにそういうことなんですけど。
4番委員	ですよね。で、そこで「人・農地プラン」の見直しをするという構想が載っていること自体がどうなのかと。

事務局	もう「人・農地プラン」という言葉自体がなくなってしまうと。
4番委員	「人・農地プラン」という言葉を使うこと自体やめた方がいいのではないかと。「地域計画」という言葉に直した方がいいんじゃないかと。
事務局	そうですね、そこはそういう風に直しましょう。
4番委員	あと、表現のわからないところとか、結構あつて話していいものかどうかわからないですが。3ページですけど、真ん中ちょっと上の方ですけど、「生産組織や多様な担い手の確保と育成」という言葉があるけど、基盤強化法の改正で中核的農家という言葉は使わなくなってきたんですよね。多様な担い手という表現に代わってきまして、ここがメインになってくるところかと思うんですけど、ここでその下の方ですね、「地理的条件や高齢化・過疎化の進行により担い手・後継者不足が深刻な本町において」という言葉がありますよね。私はこれが一番最初に来るべきかなと思ったんですよ。多様な担い手というのは何ぞやという、基盤強化法の改正で今までの認定農業者であるとか、認定新規就農者であるとか、それ以外に継続的に農用地を利用する中小規模の経営体、いわゆるここに書いてある「半農半X」とかですね、農業を担う者ということで位置づけますよというのが、改正基盤強化法なんですよ。ですから美郷町が地理的条件が悪いとか高齢者が多いとか、そういったところで「半農半X」とか兼業農家であるとかそこら辺を育成していきますよというところが、一番最初に来るべきかなと思うんですよ。それから気になったのが「ソーラーシェアリング」といったところがありまして、これ本当に美郷町で勤めるんだろうかというのがちょっと気になったところです。
会長	これは町長の方針だよな。
事務局	町長の方針として「ソーラーシェアリング」はその一つとして挙がっておりますが。
4番委員	そうかなと思って。具体的に進まる所はあるかなと思って。

事務局	まだ具体的には出てきてはないですけども。
会長	なにか美郷町でしかできない事業が認められているのがあるのでは。
4番委員	他の生産組織や多様な担い手の確保と育成の所に「ソーラーシェアリング」を入れるべきかどうかなと思ったんです。農地の流動化とか農地の有効活用とか、そっちの方はまだいいのかと思って。突然これが出てくるんですよ。「ソーラーシェアリング」という言葉が。法人間の連携や「ソーラーシェアリング」の活用という。ちょっと違和感があるというか。「ソーラーシェアリング」を勧めるというのがまずいというわけではないんですよ。ちょっと気になったわけです。
会長	どっかで入れとかないと。
4番委員	町長が勧めるのであればどっかで入れておかないといけないですけど。なんかここではないような気がするんですよ。
事務局	「ソーラーシェアリング」という言葉がここではないと。
4番委員	ちょっとこの生産組織や担い手育成というところではないと思うんですけど。「ソーラーシェアリング」の中身から考えて。それと4ページの4番、下の所ですよ。この私よく意味が分からなかったんですよ。「中核的農家に対する経営規模拡大の円滑化を図る一方で、地域農業のシステム化という視点に立った取組」。地域農業のシステム化というのはどういうことなんだろうという。「営農集団等の地縁的な集団」これもどういう言葉なんだろうかと思って。よくわからなかったです。
会長	これ、タブレットのことを言ってる？
事務局	タブレットのことではないです。ここは従前の内容をそのままにしているのです。
会長	以前の。途中でなっているのか、初めからなっているのか。地域で色分けして、何とか法人があって、個人の分があってという分ではないな。効率的に分けるのかなと思ったけどそうではないんだ。飛び飛び



	<p>で田を作る人がいるじゃない。そののここが何とか法人、ここが誰誰さん、と3人も4人もいたときに、区画をはっきりして効率的な農業をするのいうことかと思ったけど、それもまた違うんだな。</p> <p>色分けがあったじゃないですか。米を作る。野菜を作るにしても、玉ねぎなら玉ねぎ、あちこちで作らないでと。ああいうことかなと。それとはまた違うのかと。</p>
4 番 委 員	<p>そういう事だったらわかるけど、この表現はちょっとわかりにくい。</p>
会 長	<p>英語を使っているからわかりにくい。事務的なことだから検討して、直せるものなら直して。さっきの「ソーラーシェアリング」はどっかで使わなければいけないけれど。ここでなかったらどこにあればいいかちょっと検討してみて。ここでもいいと思うけどな。新たな取り組みでもあるわけだから。「ソーラーシェアリング」という新しいやり方だよな。どこでも取り組めるものではないらしいから、特区というのかそういう形で許可が下りるらしいから。やろうという人が出るかどうかは別な問題として。まあこういう受け皿があるということを示していいと思うんです。</p>
4 番 委 員	<p>それでもいいと思いますが、ここでいうと「併せて生産現場における人手不足等や、法人間の連携やソーラーシェアリングの活用」</p>
会 長	<p>そうか、そうするとちょっと意味がわからんようになるな。どっか別の所がいいかもしれんな。この流れではちょっとまずいは。「ソーラーシェアリング」の別項目を作ったら。それでもいいかもしれません。それで今私が言った1ページの農家所得、これでいいのかな？これでなければ通らないという事かな？4番委員さんわかりませんか？</p>
4 番 委 員	<p>これは県の指針でもこの通り書いてある。</p>
会 長	<p>この通り書いてある。</p>
4 番 委 員	<p>県内の市町村、全部書いてあります。</p>
会 長	<p>どう思います？</p>

6番委員	目標が一人280万円?それぐらいないとしんどいですよ。ということですよ?
7番委員	そういうこと。
会長	生活できませんよということ。
6番委員	大体それぐらいあれば余裕はあるんじゃないですか?若い人でも、と思いますけど。
農地集積相談員	所得で月に20万円と言えれば相当。
7番委員	経費引いた残りが280万円ならいい方。この辺で言えればいい方。逆に左うちわでは?
会長	それですが、田を米でやると。ここにいろいろ経営は書いてあるけど。
4番委員	結構厳しいですよ。
会長	認定農業者や営農組合だったら75%か。なんとかなるだろうけど。
事務局	あくまでも目標です。
会長	菌床椎茸というのは経費かからないの?
6番委員	メチャクチャかかります。
会長	設備はビニールハウスがあればなんとかなるような気がするけど。
4番委員	冷暖房がいらいます。
会長	副業で菌床の残りを、カブトムシを頼んでみるとか、ヘラクレス何とかという大カブトムシを飼えば結構マニアが買ってくれると。

6 番 委 員	廃菌床というんですけど。しっかり網か何かしておかないと。カラスがつついて。幼虫を食べてしまうと。
会 長	カラスは何を食べるかわからないから。せつかくあるんだからそういうのもいいかと思って。
1 2 番 委 員	堆肥化して売ってもらえば、3番委員さんが買ってくれるのでは？
会 長	皆さん何か意見はありますか？
4 番 委 員	16ページですけど、追加される場所ですが。「農業を担う者の確保」というので、ここ新規就農者のことしか書いてないんですけどね。先ほど言ったように今回の基盤強化法の改正で農業を担う者ということで半農半Xであるとか、兼業農家であるとか受給的農家というのが追加されているんですけどね、そのあたり、2ページ3ページの関連性を持たせて書いた方がいいのかなというふうに思いました。それから「就農パッケージ」というのか議会等で答弁されたことがあるように記憶しているんですけど、あれはもうなくなったんですかね？
事 務 局	「就農パッケージ」？
4 番 委 員	就農するときたとえばミニトマトをやるとこういう施設費がいて、このぐらい経費があって、このぐらい労働力があって、いくらぐらい所得が上がりますよ、住宅はこういう住宅が用意されますとか、というようなセットしたパッケージが。
事 務 局	農地だけでなくて。
4 番 委 員	新たに就農したい希望者に対して。農地はこういう農地がありますとか、ハウスはこういうハウスがありますとか。
事 務 局	そこは私もちよっとわかりません。
4 番 委 員	これを以前議会で強調されたことがあったんですけど、それが今回ないなと思って。

事務局	「就農パッケージ」は置いといて、2ページ3ページの連携についてなんですけど、特に事前に県の方から何も言われなかったんですけど。
4番委員	それから20ページの今回の地域計画推進事業について、6行目の後半について、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行うとありますが、地域の中心となる農用地の出し手受け手というのがよくわからないなと思って。
事務局	ここは基本的の県から提示されたものを記載しているのです。
4番委員	こういう表現になっているんですか？中心という言葉がいらんんじゃないのかなと思って。
事務局	中心という言葉じゃなくて、普通に。
4番委員	地域の農用地の出し手と受け手が反映されるという。それでいいんじゃないかと思って。
事務局	地域の中心になるということが削った方がいい？
4番委員	地域の中心となる農用地の出し手受け手の意味がよくわからないなと。
事務局	ここは削っておきましょうか。
4番委員	課内で相談してもらって。
事務局	なるほど。
4番委員	すみません25ページ。25ページの6の(1)のウ。「本町は本町独自の集落営農確立事業の推進を図るとともに」、これはこの通りだと思うんですけど、独自の事業で日本中探してもなかなかないんじゃないかと思うんですけど、「図るとともに定住条件等の整備を通じ、農業の担い手確保に努める」というのが、定住条件というのが入るこ

	<p>とというのが、よく意味が分からなくなってくる。ここ、定住条件等の整備がいらんんじゃないかと思って。</p>
事務局	<p>新規就農者じゃないと。例えばU・Iターンとかということじゃないでしょということ？そもそも集落に住んでいる人がメインじゃないかということですか。</p>
4番委員	<p>集落内農家であることが条件だと思うんですよ。</p>
事務局	<p>そうですね。</p>
4番委員	<p>それから最後ですけど、25ページの(2)の①、4行目ですね。「かつ安定的な経営等の育成に資するため」とありますが、「経営体」の間違いじゃないですか。</p>
事務局	<p>「経営体」の間違い？</p>
4番委員	<p>じゃないかと思って。</p>
事務局	<p>「経営等」じゃおかしい。組織の育成だと。</p>
4番委員	<p>「経営体」の育成じゃないかと思って。</p>
事務局	<p>わかりました。</p>
会長	<p>よろしいですか。わかった今のところ。</p>
事務局	<p>何とか対応できるところは対応します。参考にさせていただきます。赤字で記載してある所はわかるんですけど、それ以前の所は。</p>
4番委員	<p>今回併せて直せばいいかと思って。</p>
12番委員	<p>直せるんなら直した方がいいと思います。</p>
事務局	<p>すみません、ありがとうございます。</p>

会 長	直した分を町長の方へ出してください。議案なので採決は。皆さん意見はありませんか。意義の無い人は挙手をしてください。  (4番委員以外の出席農業委員全員挙手)
会 長	それでは議案第1号は承認をされました。今日の議事は終了しました。  (この後、島根県農業会議を迎えて研修実施。その後諸報告をして閉会)

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名する。

会 長 山田 昇

議事録署名者 渡邊 民雄

議事録署名者 大草 美智江